

被災された方のための 生活支援情報

第 68 号

平成 28 年 4 月 27 日

仙台市健康福祉局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

東部津波浸水区域における新たな支援金 制度創設のお知らせ

東日本大震災による津波浸水被害を受けた区域で、住宅の流失や家財等の動産流出の被害を受けた方が、住宅を再建する際の経済的負担を軽減するため、新たに本市独自の支援金制度（津波被災者再建支援制度）を創設しました。対象者には申請書等をお送りします。

◆交付対象者（下記のすべてに該当する方）

- ①被災時に本市の津波浸水区域に居住し、かつ本人や親族が、その住宅または住宅敷地を所有していた方
- ②被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給した方
- ③被災者生活再建支援金の加算支援金を受給した方、復興公営住宅に入居した方など、住宅を再建したことが確認できる方（これから再建される場合も対象となります。）

◆交付額＝20万円

◆受付開始＝平成 28 年 6 月 1 日より

◆申請方法＝対象となる方にお送りした申請書等に必要事項をご記入のうえ、郵送で申請をお願いします

申し込み・問い合わせ 復興まちづくり課 ☎214・8560（津波被災者再建支援制度専用ダイヤル）

防災集団移転先団地の住宅区画を分譲 します

田子西地区、田子西隣接地区、六郷地区および七郷地区における住宅用地について、一般競争入札による分譲受付後に残った区画を、原則先着順による「常時公募」で分譲します。

◆受付期間＝5月 16 日(月)～8月 10 日(水)（平日午前 10 時～正午、午後 2 時～午後 5 時）

◆受付場所＝都市整備局復興まちづくり課（市役所本庁舎 7 階）

※郵送や電話による申し込みは受け付けません

※被災状況にかかわらず、また、市外の個人や法人なども応募できます

※申込方法や申込資格、住宅区画の場所等について詳しくは、市役所本庁舎 7 階復興まちづくり課で配布する募集要項をご覧ください。市ホームページでご確認ください

問い合わせ 復興まちづくり課 ☎214・1287（防災集団移転先団地の宅地の分譲について）

女性のためのこころのケア講座「身体的 暴力・性暴力」

震災後の人間関係や DV など、傷ついた経験のある女性のための講座です。自分らしく生きていくために、回復に向けてできることについて、毎月テーマを変えて開催しています。

◆日時＝6月 26 日(日) 13:30～15:30

◆参加費＝500 円

◆申込＝5月 6 日(金)午前 9 時より電話で受付開始

◆会場＝エル・ソーラ仙台

◆託児あり＝（要申込/先着順）

申し込み・問い合わせ エル・ソーラ仙台 ☎268・8302

生活困りごとと、こころの健康相談会

さまざまな生活の困りごとについて司法書士が、心の健康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます。

◆日時＝5月 10 日(火) 13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（青葉区春日町 8-1）

◆対象＝市内にお住まいか通勤・通学している方

申し込み 電話で宮城県司法書士会 ☎263・6755（平日 9:00～17:00）

問い合わせ 精神保健福祉総合センター ☎265・2191 ※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所	☎261・1111(代)	太白区役所	☎247・1111(代)
青葉区役所	☎225・7211(代)	泉区役所	☎372・3111(代)
宮城野区役所	☎291・2111(代)	宮城総合支所	☎392・2111(代)
若林区役所	☎282・1111(代)	秋保総合支所	☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

《高齢者向け給付金について》

「高齢者向け給付金」（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の申請書を、対象となり得る方に4月下旬から順次郵送しています。該当すると思われる方で、5月13日までに申請書が届かない場合はお問い合わせください。

	高齢者向け給付金
対象	平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者※のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前生まれの方） ※平成27年1月1日時点で本市に住居登録があり、平成27年度の市町村民税（均等割）が課税されていない方（課税されている方の扶養親族等・生活保護受給者等は除く）。平成27年度臨時福祉給付金を実際に受給したか否かは問いません
支給額	対象者1人につき30,000円
申請期限	平成28年7月29日（金）[当日消印有効]

《平成28年度臨時福祉給付金等について》

平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の申請書を、対象となり得る方に8月下旬以降に郵送する予定です。

	臨時福祉給付金	障害・遺族年金受給者向け給付金
対象	平成28年1月1日時点で本市に住居登録があり、平成28年度の市町村民税（均等割）が課税されていない方（課税されている方の扶養親族等・生活保護受給者等は除く）	平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している方（「高齢者向け給付金」を受給した方は除く）
支給額	対象者1人につき3,000円	対象者1人につき30,000円
申請期間	平成28年8月下旬～平成29年1月下旬（予定）	

○申請書の記載事項をご確認いただき、本人確認書類のコピーなどの必要書類と一緒に、返信用封筒で申請期限までに郵送してください

○申請書の受け付け開始からしばらくは申請が集中し、振り込みまでに1か月半程度かかる場合がありますので、ご了承ください

《臨時給付金をかたる詐欺にご注意ください》

市役所（区役所）の職員が現金自動預払機（ATM）の操作を求めたり、個人情報（世帯構成や銀行口座の番号など）を聞き出そうとしたりすることは絶対にありません。また、給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることもありません。

問い合わせ 臨時給付金専用ダイヤル ☎745・7570（平日8:30～19:00。5月25日以降は17:00まで。5月8日までは土・日・祝日も受け付けます。）聴覚障害等のある方は臨時給付金事務センターまで FAX（214・3167）でお問い合わせいただくこともできます。